

令和7年度 事業計画書

社会福祉法人 あまくさ福社会

【法人理念】

私たちあまくさ福社会は、事業目的の遂行を通じ、社会福祉に寄与することを願い、社会的使命と責任の大きさを認識し、以下の理念を掲げます。

1. 障がい者・児の尊厳・人権を最大限に尊重し、ありのままを受け入れ支援を行います。
2. 障がい者・児一人ひとりが求める生活を送るために、障がい者・児に寄り添い、障がい者・児の立場に立ち、心の通い合う支援を行います。
3. 障がい者・児が、その人らしく生きて行ける社会が、この天草圏域で実現するために支援を行います。

【サービス目標】

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者個人が尊厳を保持しつつ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としています。

1. 法人運営について

- (1) 理事会 : 6月、「8月～10月」、3月
- (2) 定時評議員会: 6月
- (3) 監事監査 : 5月

2. 事業について

(1) 実施事業について

事業所名	実施事業	定員
就労サポートセンターぴ～す	就労継続支援B型	30名
地域生活支援センターグリーン	生活介護(共生型通所介護)	20名
地域生活支援センターグリーン	計画相談	
グリーントパス	共同生活援助	10名

(2) 職員の雇用状況

- ①職員数 合計23名
- (内訳) 常勤 (男性8名 女性11名)
- 非常勤 (男性0名 女性4名)

(3) 実習生受入れ

- ①天草市立本渡看護専門学校
- ②上天草看護専門学校

指定特定相談支援事業

【1】目的

障がい者の意思決定を尊重し、包括的なアプローチをとることで社会の中で自立、充実した生活を実現することを目的とします。そのために、個別のニーズに合わせた支援を提供し、地域社会への参加や包摂を促進することを目指します。具体的な目的は以下の通りです。

1. 自立支援の促進:利用者が意思決定を行い、自分らしい生活を送るための支援を提供します。
2. 地域生活への定着支援:地域の資源を活用しながら、利用者が地域で安心して暮らせるようにサポートします。
3. 生活環境の整備:家庭や住居、生活環境の改善を通じて、利用者の生活の質を向上させます。
4. 社会参加の促進:地域の活動やイベントへの参加を支援し、社会的なつながりを創るお手伝いをします。

【2】事業内容

1. 計画相談支援(福祉サービスの利用にまつわる相談)
 - サービス等利用計画の作成
 - サービス担当者会議及び意思決定支援会議の開催
 - モニタリング
 - 関係機関との連絡調整
2. 基本相談支援
 - 障がいを持つ方やそのご家族からの福祉に関するさまざまな相談に応じます。
 - 相談内容に応じて、必要な情報提供を行うとともに、行政や地域障がい相談支援センター、関係機関との連絡調整等を行います。

【3】相談支援の充実・強化

福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じ、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援のスキルアップを図ります。地域における相談支援の中核機関である地域障がい相談支援センターと連携し、地域における相談支援強化を構築しているところですが、障がい者、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談体制作りを重視していきます。精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、日頃から行政や地域障がい相談支援センターと相談支援業務に関して連携していきます。

3. 事業の方針

1. 支援の質の向上

- (ア) 相談支援専門員の研修機会を拡充し、専門性を向上。
- (イ) 利用者の意向を尊重したサービス等利用計画の作成を徹底。
- (ウ) 地域における福祉資源の開拓と連携を強化。

2. 複数事業所の協働による機能強化

- (ア) 近隣の相談支援事業所と連携し、情報共有・事例検討会を実施。
- (イ) 事業所間ネットワークの構築を通じた包括的支援体制の整備。
- (ウ) ICTを活用した業務の効率化および利便性向上。

3. 基本報酬の向上

- (ア) 質の高い相談支援を提供し、加算要件を満たす事業所運営を実施。
- (イ) 地域の関係機関との連携強化による包括的支援体制の確立。
- (ウ) 利用者の生活の質の向上に資する個別支援計画の策定・実行。

3. 具体的な取組

1. 相談支援専門員のスキルアップ

- 外部研修への積極的な参加(地域包括ケア研修、モニタリング強化研修 等)
- 天草地域自立支援協議会相談班内での勉強会開催(年4回)

2. ICTの活用による業務効率化

- タブレット端末導入による電子記録の推進
- オンライン会議システムを活用した事例検討会の実施

3. 地域資源との連携強化

- 地域の医療機関・福祉施設・企業との連携強化
- 天草地域自立支援協議会相談班会議等への定期的な参加

4. 事業の成果目標

- 相談支援専門員の専門研修受講率 90%以上
- 事業所間連携による協働事例の創出(年間10件以上)
- ICTを活用した業務効率化の推進(電子記録導入率100%)
- 基本報酬の増額(加算取得を含めた収益向上)

5. まとめ

本事業計画に基づき、地域共生社会の実現に向けた質の高い相談支援を推進します。特に、複数事業所の協働を通じた機能強化を実現し、利用者の生活の質向上に貢献するとともに、事業所の持続的な発展を目指します。

生計困難者レスキュー事業

【1】 本年度の方針

現在の日本社会では、少子高齢化や人口減少が進行し、地域における支え合いの仕組みの脆弱化が課題となっている。その結果、地域住民の生活課題や支援ニーズは多様化・複雑化し、より柔軟で包括的な支援が求められている。国の方針として「地域共生社会」の実現が掲げられ、一人ひとりが分らしく暮らせる社会づくりが進められている。当法人としてもこの方針を踏まえ、生活困窮者への相談支援を強化するとともに、公的サービスや社会資源への橋渡しを促進し、地域全体で支え合う仕組みの構築を推進する。具体的な支援事業としては、生計困難者が公的制度や支援を受けられるまでの間、一時的に必要な生活必需品の給付や住居・食事の提供を行い、経済的な負担を軽減する。これらの取り組みは「持続可能な開発目標(SDGs)」の基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に寄与するものであり、事業の実施にあたっては、地域住民や関係機関、民間団体・企業等との連携を強化し、支援ネットワークの拡充を図る。また、社会福祉法人としてのガバナンス強化にも取り組み、地域福祉の向上に貢献する。

【2】事業内容

- 社会福祉法人が実施する社会貢献活動の一環として、生活困窮者の心理的不安を軽減し、公的な制度やサービスの活用を支援する。
- 1. 経済的支援: 生計困難者が公的制度を利用できるまでの間、必要に応じて生活必需品の給付、一時的な住まいや食事の提供などの経済的支援を行う。
- 2. 地域支援ネットワークの構築: 行政機関、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、民生委員等と連携し、包括的な支援体制を整備する。
- 3. 支援者のスキル向上: 定期的な研修を実施し、支援の質を向上させる。

【3】事業の対象となる方

- 1) 食材費の負担が困難な方: 失業や病気などで所持金がほとんどなく、健康や生命の危機に直面している方。
- 2) 光熱費の支払いが困難な方: 滞納により電気・ガス・水道が停止され、健康や生命に危険が及ぶ恐れがある方。
- 3) 生活必需品の確保が困難な方: DV から避難してきた方など、所持金がほとんどなく、新たな生活を開始する上で必要な生活必需品が不足している方。
- 4) 医療・介護サービス費の負担が困難な方: 診察・治療・介護サービスを必要としながらも費用負担ができず、利用を控えている方。

5)家賃の支払いが困難な方:滞納により退去命令を受け、住居を維持するために最低限度の家賃支払いが必要な方。

6)その他、上記に類似する生計困難を抱えている方。

【4】事業が目指すもの

(1)地域社会および社会全般における公益的な取り組みの促進。

(2)地域住民や関係機関との信頼関係の強化。

(3)福祉支援の専門性向上とサービスの質の向上。

(4)公的制度の狭間を埋めるセーフティネットの整備。

【5】重点的に取り組む事項

1. 包括的な支援体制の強化

生活困窮者や社会的孤立者に対する支援をより効果的に行うため、行政、社会福祉協議会、NPO、企業などの関係機関と協力し、地域全体で支える包括的な支援ネットワークを構築する。

2. 支援の認知度向上と広報活動の推進

本事業の対象となる方々に適切な支援が届くよう、地域住民や関係機関に向けた広報活動を強化する。

3. 支援プログラムの把握と橋渡し

支援対象者の自立支援を目的とし、フォーマル、インフォーマルなプログラムの把握をする。また、そのような事業に繋ぐことにより、生活スキルの向上を図り長期的な自立を促進する。

4. 地域社会との連携強化

支援対象者が孤立せず、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、地域住民や企業と協力し、居場所づくりやボランティア活動の機会を提供する。持続可能な支援体制の確立を目指し、社会全体での支援の輪を広げる。

生活介護(共生型通所介護)事業

【1】事業目標

日常生活において介助等が必要な利用者に適切に介助等を行うとともに、利用者の有する機能及び能力を後退させる事無く、個々の持つあらゆる可能性を見出す。

- ① 生産活動の機会を提供することで、利用者の自立を促し、社会参加の促進のために必要な援助を行います。
- ② 質の高い支援を提供するため、施設内・外の勉強会や研修に積極的に参加し、知識・技術の向上に努めていきます。

【2】事業内容

福祉サービスとして入浴・排泄・食事・移動といった身体的介助、調理・洗濯・掃除等といった生活面での支援、その他相談や助言等の対応を行ない、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目指し通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援します。

対象者

生活介護(障がい福祉サービス事業)

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で、次に該当する方

- (1)障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上
- (2)年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上

老人デイサービス(介護保険事業)

- ・要介護認定を受けている65歳以上の方。
- ・65歳以上の第一号被保険者と、40歳以上65歳未満の方で疾病(特定疾病)が原因で要介護認定を受けた第二号被保険者の方
 - 要介護1～5
 - 要支援1～2

支援内容

- ① 生活支援:食事、排泄、入浴、整容、掃除、SST等
- ② 健康管理:体重、BMI、体脂肪チェック、スポーツ、体力作り(体操、ストレッチ等)、服薬管理
- ③ 作業支援:調理教室
- ④ 社会資源活用:行事、生産活動

- ⑤ 文化、芸術活動支援:創作活動、書道、絵画、映画鑑賞
 ⑥ 余暇活動支援:趣味活動、レクリエーション等

【3】1日の流れ

8:30	送迎開始	
9:30	バイタルチェック	体温・脈拍・血圧の測定
10:00	朝礼	活動内容の説明・ラジオ体操
10:30～	プログラム活動	体重測定:毎週1回 健康相談:随時 個別支援:随時
12:00	昼食・服薬確認	
13:00～	活動準備	
13:30～	プログラム活動	
14:00	水分補給	
15:30	終礼	1日の振り返り・翌日の活動説明
15:40	送迎開始	

【4】年中行事(月例行事)

4月	天草四郎ミュージアム、ピクニック	月例行事 ・誕生日会(毎月1回) ・買い物支援(毎月1回) リンドマール TAIYO ・その他買い物支援 しまむら、イオン(5・10月) ・外出行事(随時) 花しょうぶ祭り(5月) 健康のつどい(6.11月) ゆうすい祭、陶器市、北斗会文化展(11月) ハートウィーク(12月) ・DVD鑑賞、図書館、園芸、グランドゴルフ、卓球、麻雀(随時)
5月	スポーツ大会	
6月	三角西港ドライブ	
7月	七夕	
8月	スイカ割、eスポーツ大会	
9月	グリーンフェスタ	
10月	日帰りツアー	
11月	干し柿作り	
12月	クリスマス会、大掃除、忘年茶話会	
1月	初詣、鏡開き、焼き芋、書初め	
2月	節分、バレンタインデー	
3月	アルバム飾り、ホワイトデー、花見ドライブ	

【5】ファーマリング予定

花植え

実施月	種まき又は苗植えする種類
4 月	マリーゴールド(4 月)
5 月	千日紅(5 月)

畑

実施月	種まき又は苗植えする種類	収穫時期
5 月	オクラ、トマト(苗)	7～8 月
	サツマイモ	10 月
11 月	玉葱	5 月

【6】稼働率目標

年間延べ利用者数 4860 人 90%

定員 20 名(令和 7 年 2 月現在 17 人)

【7】令和 7 年度目標

日常生活において介助が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく過ごすことが出来るよう、家族や関係機関と連携を取り、自己決定を促しながら利用者の求めるニーズに応えていく。一人ひとりに向き合い、障害や疾患を理解した上で、抱えているつらい気持ちや不安を汲み取り、寄り添った支援を行っていく。

令和7年度 事業計画

『就労サポートセンターぴ〜す就労継続支援B型』 第11期

2025年4月1日～2026年3月31日

(2013年5月開設 事業開始より11年)

1.はじめに

就労サポートセンターぴ〜すは、開所から11年の節目を迎えました。これまでの歩みを支えてくださった地域の皆さま、関係機関の皆さま、そして日々努力を重ねている利用者の皆さまに、心より感謝申し上げます。

近年、当事業所のサービスを希望される方が増加しており、今後も多様な期待やニーズにお応えできるよう、スタッフ一同、これまで以上に謙虚さと感謝の気持ちを大切にしながら、利用者一人ひとりに寄り添う支援を目指してまいります。そのために、専門性の向上に努め、主体的に考え、能動的に行動できる力を養い、スタッフ全員が共通の目標に向かって進んでいくことを目指します。また、各々が法人の一員として各事業所との連携をより一層深め、強固で質の高い支援体制を築いてまいります。

さらに、利用者の意思決定を尊重し、それぞれの状況に適した就労の場や支援方法を検証・協議しながら、より良いサービスの提供に努めます。利用者の皆さまが「安心して通える」「働くことが楽しみになる」「ここが自分の居場所だ」と実感できる環境づくりにも力を注いでまいります。

2.基本方針

- (1)利用者の人権擁護と自主性を尊重した利用者主体の運営を目指します。
- (2)利用者の状況に応じて社会参加や経済活動を支援し生きる力をつけます。
- (3)関係機関と連携、協力して地域福祉の一翼を担う事業所を目指します。
- (4)職員一人ひとりが自己研鑽に励み、みんなで支援の質の向上を目指します。

3.年間目標

- 利用者の特性を理解し、強みを活かせる就労の場を提供し安定して働くことが出来る様に必要な助言や支援を提供します。
- 利用者が安心して毎日穏やかな気持ちで働くことができる環境づくりに取り組んでいきます。
- 利用者に寄り添い目標を細かく設定し一つずつ着実に達成していくことで自信や達成感に繋がるような支援を行います。

4.事業内容

- ① 日常生活の支援、相談、作業を中心とした日中活動の支援を行います。また、地域生活や就労に関する相談については、必要に応じて行政や関係機関と情報を共有し、連絡や調整を行いながら支援します。
- ② 個別支援計画を作成し、利用者一人ひとりに合った支援を提供します。
- ③ 訓練等給付や利用者負担額の請求・受領業務を行います。

- ④ 利用者からの相談や苦情について対応し、適切な処理を行います。
- ⑤ 就労を通じて、利用者が個々の目標を達成できるよう支援します。

5.利用者状況:2025 年 2 月 1 日現在

○登録者数:30名

定員31名	男性	女性	合計
利用者内訳	24名	7名	31名

○年齢構成

	10代	20代	30代	40代	50代	60歳以上	合計
男性	0	9	3	5	4	3	24
女性	0	1	1	3	0	2	7
計	0名	10名	4名	8名	4名	5名	31名

○障害種別

	知的障がい	身体障がい	精神障がい	発達障がい
男性	19	0	10	4
女性	2	1	5	0
計	21名	1名	15名	4名

※内4名は重複

6.利用者支援の具体的なあり方

- 利用者一人ひとりの気持ちに寄り添い、障がいや病気の特性を考慮しながら、その特性を活かせる就労の場を提供します。これにより、安心して生き生きと仕事に取り組める職場環境を作り上げていきます。利用者の表情や行動を観察し、密なコミュニケーションを取ることで発しているサインを見逃さず、職員間で情報を共有し、課題解決のために話し合いを行い、必要な支援を提供します。
- 利用者が不安や迷いなくスムーズに作業できるよう、委託先や就労先の担当者とはこまめに連絡を取り、明確でわかりやすい作業指示を行います。
- ADL(活動的日常生活)の低下を防止または維持するために、利用者の主体性を尊重し、必要に応じて見守りや助言などの支援を行います。
- 集団生活の中で、自主性・協調性・社会性を育むことができるよう支援します。
- 利用者の意向、適性、障害の特性、希望を考慮した個別支援計画を作成し、課題や目標を達成できるように支援します。

7.利用者支援の具体的内容

タイムスケジュール	
8:50～ 9:00	朝礼 就業準備(掃除・作業準備)
9:00～10:00	就業時間
10:00～10:10	休憩

10:10～11:00	就業時間
11:00～11:10	休憩
11:10～12:00	就業時間
12:00～12:50	休憩(昼食)
12:50～13:00	就業準備(掃除・作業準備)
13:00～14:00	就業時間
14:00～14:10	休憩
14:10～15:00	就業時間
15:00～15:30	片づけ・終礼(一日の反省)

①朝礼……出欠確認、挨拶の練習、ユニットに沿った予定及び作業内容の確認を行います。

②健康活動…健康チェック、声かけ、検温、必要に応じて血圧測定を行います。

③昼食……各自で準備。もしくは希望者のみ食事を提供。

④生産活動…利用者の自主性を重視し、一人ひとりの障がいの特性を活かした作業工程を提供します。また、作業の効率性の向上や事故、備品の破損等の発生を防ぐため、適宜検証を行い、明確でわかりやすい説明を心がけ、改善を進めると共に、環境整備を行い、備品を大切に使用できるように支援します。

●施設外就労では…委託先の社員の方々や施設の利用者同士が同じ空間で作業に取り組む中で、社会との繋がりを大切にし、一般就労に必要な知識や能力(コミュニケーション能力、協調性、体力等)を高めていきます。

●軽作業では……利用者一人ひとりの特性を活かし、安定した作業ができる環境を整え、委託先の求める品質の商品、お客様に満足いただける商品を生産し納品期日までに依頼された数を納めることができるよう努めます。

◇作業の内容◇

- シーベジタブル委託作業(施設内・施設外作業)
- ワイズデポ委託作業(施設外作業)
- 役務作業(除草・掃除・ゴミ捨て・引っ越し)
- 喫茶販売業務(複合施設こくらす内での喫茶販売)
- 雑貨製作作業(手芸作品・小物づくり)
- 委託梱包作業(ラーメン・ちゃんぽん)
- ラッピング作業(シーズンギフト等)

8.年間行事予定

月	施設行事	販売会・その他
4		市役所販売会
5		市役所販売会、花しょうぶ祭り 5/31
6	レクレーション	市役所販売会、花しょうぶ祭 6/1
7		市役所販売会
8		市役所販売会
9	グリーンフェスタ、慰労会	市役所販売会

10	慰安旅行(日帰り、宿泊)	市役所販売会、
11		市役所販売会、北斗文化祭、ゆうすい祭
12	年末年始休暇	くまもとハートウィーク
1	レクレーション(新年会)	市役所販売会
2		市役所販売会
3		市役所販売会

【随時】自治体、保健福祉振興財団等主催の研修会

【会議】個別支援会議、モニタリング会議、意思決定支援会議、自立支援協議会就労会議、販売会事前打ち合わせ会議等

※上記行事の実施前には計画書を作成し、全職員が共有できるように実施前の会議で注意点を把握しておきます。実施後は反省点の共有を行い、その中で「ヒヤリハット」の事例については職員共有を行い事故防止に努めてまいります。

9.家族及び支援員との連携について

- ・各利用者に担当者を決定し、電話や連絡ノートを活用して、事業所、自宅、またはグループホームでの様子や普段と異なる点について個別に情報交換を行い、家族や支援員と連携しながら日々の支援を進めていきます。
- ・家族、支援員、関係機関との連携を通じて、利用者の全体像を把握し、その情報を基に個別支援に反映させていきます。

10..工賃向上における目標工賃達成のための取り組み

- 利用者一人ひとりの特性を見極め、各作業に適切な人数を配置することで、生産性と作業効率を向上させ、安定した収入を確保します。
- 特性を活かせる作業内容を選定し、作業場所を整備。利用者が毎日無理なく安心して作業できる環境を提供します。
- 気分や体調の変化、悩みを気軽に相談できる環境を作り、継続的な出勤と安定した作業の実現を支援。その結果として工賃向上を目指します。
- 支援員の研修や勉強会を通じてスキル向上を図り、3ヶ月ごとの工賃見直しを実施。これにより、利用者のモチベーションを維持し、生産活動を活発化させることで工賃の向上を促進します。

共同生活援助

【1】目的

障がい者の方が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者の方の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適正且つ効果的に行うことを目的とする。

【2】事業内容

(1)年間目標

- ・入所者の症状に応じた食事提供の支援を行う。
- ・日常生活上の苦手な部分の支援や助言を行い、社会生活で必要なマナーを身につけて頂く

(2)個別支援計画

- ①本人の意向に沿った計画を個別に立てて実施する。
- ②個別支援計画策定時には必ずサービス管理責任者を中心にサービス提供職員とカンファレンス会議を開催し支援の方向性を共有する。
- ③3ヶ月に1回モニタリングを行い個別支援計画が適正に行われているかを確認する。

(3)支援内容

①食事の支援

- * 栄養のバランス、入居者の身体の状態などに配慮した食事提供の支援を行う

②健康管理

- * 入居者の健康管理に気を配り、入居者の状況に応じて受診同行等行う。また入居者の方の年齢に応じて、地域の健診、予防接種、健康相談を積極的に働きかけ実施していく。

③日常生活上の支援

- * 社会で生活していく上で必要な知識(洗濯、清掃、整理整頓、着脱衣等)やマナーを身につけてもらうための支援を行う。

④日中活動支援

- * 入居者が安心・安定して日中活動が行えるよう日中活動先との連絡調整を行う。

⑤金銭管理

- * 必要に応じて入居者の預貯金の管理を行い、お金の使い方に対する指導・助言を行う。

⑥服薬管理

- * 服薬の重要性を理解して頂き、必要に応じて入居者の服薬を管理し、処方に沿った服薬ができるよう指導・助言を行う。

- * 地域の薬剤師と連携、入居者が気軽に薬の相談が出来る環境を整える

- * 服薬管理を希望する入居者への支援

⑦相談及び援助

- * 入居者及び入居者のご家族からの相談に応じ、内容に沿った支援を行う。

⑧コミュニケーションの支援

- * 人との付き合い方を学ぶための支援を行い、入居者同士協調性を持って生活して頂く

⑨緊急時の対応

* 緊急時の対応窓口、施設防災対応として夜間宿直者の配置

(4)年間月次支援計画

月	内 容	施 設
4	・季節の変わり目、体調の変化に気を配る ・気候が良い日は、季節を肌や視覚で感じて頂ける様に外出を促す	・衛生管理をしっかりと行い食中毒や感染症の予防に努める ・毎月行事食、行事菓子提供 ・お盆帰省連絡調整 ・火災避難訓練計画実行 ・定期健康診断
5	・衣替え、居室の整理整頓の声掛けと援助	
6	・梅雨時は室内にこもりがちなので、料理にも工夫を凝らし変化をつける ・食べ物や保存に気を配る ・火災避難訓練実施	
7	・水分を意識して摂って頂き、夏バテ予防になる食事提供を心掛ける	
8	・こまめに着替え、シャワー等清潔を保つ様促す ・過剰な冷房の配慮	
9	・季節の変わり目、体調の変化に気を配る ・地域の健診の促し	
10	・衣替え、寝具の入替の声掛け、援助 ・居室の整理整頓	
11	・早めにインフルエンザ予防接種を促す ・うがい、手洗い運動 ・火災避難訓練	・予防接種 ・火災避難訓練計画実行
12	・各自居室の大掃除や不要な物の廃棄を促す ・自己ペースで年の瀬を過ごして頂く	・うがい手洗いの励行 ・年末年始帰省連絡調整 ・行事食、行事菓子提供 ・施設内空気の入替とこまめな清掃
1	・穏やかに新年を迎えて頂く ・暖房の配慮、居室の加湿や換気を促す	
2	・寒くて室内にこもりがちなので、皆で食べられる鍋料理を提供するなど料理に変化をつける	
3	・暖かい日、休日に散歩や買い物等外出を促す	

(5)目標利用者(入居者)数 ※定員10名

目標稼働率:95%

* 延べ利用者数3,468人

(6)地域との連携についての支援

* グループホームが立地する地域の町内会活動へ積極的に参画し、地域の住民の理解と協力体制を確立していく。

(7)環境整備（外観美化と、より良い入居者さんの住環境整備を目指す）

春期:3月・4月・5月	季節の花や野菜を植える、プランター・畑整備、ムカデ対策
夏期:6月・7月・8月	プランター・畑整備(植替え)、野菜収穫、蚊や蜂やムカデ対策
秋期:9月・10月・11月	プランター・畑整備(植替え)、落ち葉や雑草対策、野菜収穫
冬期:12月・1月・2月	プランター・畑整備(植替え)、落ち葉や雑草対策、野菜収穫

(8)年間行事計画

月	行 事 他	地域活動
4	お花見	
5	誕生日会、ピクニック、芋植え	地域清掃活動参加
6	誕生日会、避難訓練(日中)	
7	夕涼み会(七夕)	
8	バーベキュー&花火、大掃除	
9	グリーンフェスタ参加、お月見、敬老の日	防災訓練
10	誕生日会、外出	地域清掃活動参加
11	バイキング、避難訓練(夜間)、芋掘り	
12	クリスマス会、大掃除	
1	初詣、七草粥、鏡開き	天草マラソン応援
2	誕生日会、節分、バレンタイン	
3	誕生日会、ひな祭り	

【3】全体的な運営について

(1)会議

・グリーントポス内支援会議(毎月 25 日前後)

(2)苦情解決委員会の設置

施設内の苦情に、迅速に対応するため、苦情受付窓口・苦情解決責任者を置く。
また第3者委員を設け、公平・平等な対応を行う。

(3)職員研修

(1)施設内研修

* 職員の質向上を図るため、疾患や衛生管理、料理、栄養についての勉強会を行う。

(2)施設外研修

* 職員の資質向上を図るため、各種関係機関が主催する研修へ職員を派遣する